

# 東京都林業改良普及協会 会則

## 第 1 章 会の設置

### (目的)

第1条 この会は林業普及事業に関する自主的な活動を促進し、併せて、都が行う林業普及指導事業に協力することにより、林政の新たな展開に対応しつつ、近代的林業経営を推進し、経済の向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 この会は東京都林業改良普及協会と称する。

### (事務所)

第3条 この会は、事務所を（一社）東京都森林協会に置く。

### (事業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 林業研究グループの育成指導
- 2 林業普及指導に関する啓蒙宣伝
- 3 林業技術普及に関する印刷物の配布
- 4 優良林業地の視察及び技術の交換
- 5 青少年の林業活動の育成助長
- 6 講習会、講演会及び座談会等の開催
- 7 図書、スライド等の斡旋
- 8 その他この会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

### (会員の資格)

第5条 この会の会員は、この会の趣旨に賛同し、次のいずれかに入会を希望するものとする。

- 1 賛助会員（林業関係団体）
- 2 正会員（会の事業に積極的に参画する個人）

### (入会及び脱会)

第6条 この会の会員になろうとするとき又はこの会を脱会しようとするときは、その旨をこの会に申し出るものとする。

## 第 3 章 役員及び監事

第7条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
常任理事	1名

理 事	若干名
幹 事	若干名
会 計	1名

(役員を選任)

第8条 役員を選任は、次による。

- 1 理事は、総会において選任する。
- 2 会長、副会長、常任理事は理事の中から互選する。
- 3 幹事は、理事会の推薦により会員の中から選出し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- 3 常任理事は、会長、副会長を補佐し、この会の事務を掌理する。
- 4 理事はこの会の事業を執行する。
- 5 幹事は、常任理事を補佐し、担当区の連絡に当たる。

(監 事)

第10条 この会に監事2名を置く。

- 1 監事は総会において選出する。
- 2 監事はこの会の会計について、年1回以上監査し総会に報告する。

(任期)

第11条 役員及び監事の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任した役員及び監事の任期は前任者の残任期間とする。

## 第 4 章 会 議

(会議の種類)

第12条 この会の会議を分けて総会、理事会、運営委員会とする。

(総 会)

第13条 総会は通常総会と臨時総会とし、会長がこれを招集する。

- 2 通常総会は、年度終了2ヶ月以内に開催し、次のことを議決する。
  - (1) 事業報告及び収支決算の承認
  - (2) 事業計画及び収支予算の承認
  - (3) 会則の改正
  - (4) 役員及び監事を選任
- 3 臨時総会は、会員の5分の1以上の要求若しくは、理事会が必要と認めたときに開催する。
- 4 総会の定足数は、会員の5分の1以上とする。

(理事会)

第14条 理事会は総会に次ぐ議決機関で、この会の事業について企画審議し執行する。

- 2 理事会の構成は、会長、副会長、常任理事及び理事とする。
- 3 理事会は、会長が招集する。

## 第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第15条 この会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務に関して会長の諮問に応じ意見を述べる。
- 4 参与は、会の運営に関して積極的に助言する。

## 第6章 会計

(経費)

第16条 この会の経費は、会費、事業収入、寄付金その他の収入をもってあてる。

(会費)

第17条 会員は、毎年所定の納期までに会費を納入しなければならない。

- 2 会員のうち、賛助会員及び正会員の会費の額は、総会の議決を経て定める。
- 3 会費の徴収方法は、理事会において定める。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事務局

(事務局)

第19条 この会の事務局は、(一社)東京都森林協会がこれに当たる。

(庶務及び経理)

第20条 この会の庶務及び会計の経理は、事務局がこれに当たる。

## 第8章 雑則

(細則の設定)

第21条 この会則を運用するため必要な事項は、理事会において細則を定めることができる。

(附則) この会則は、昭和47年7月8日から施行する。

(附則) この会則は、昭和56年2月21日から施行する。

(附則) この会則は、昭和60年5月29日から施行する。

(附則) この会則は、平成29年10月2日から施行する。